

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成28年5月9日（平成28年（行情）諮問第355号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行情）答申第511号）

事件名：特定日の原発事故の収束及び再発防止担当大臣兼環境大臣と福島県知事の会談記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成23年10月2日の細野豪志原発相兼環境相と佐藤雄平・福島県知事の会談記録（議事録）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月30日付け環水大総発1603304号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

請求しているのは、原発相兼環境相及び福島県知事という公人の対談記録である。しかも、除染の費用負担という極めて重要な内容を含むものであり、不存在は信じ難い。改めて当該記録を調査し、開示するよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

異議申立人は、本件開示請求が公人の対談記録に関するものであり、除染の費用負担という極めて重要な内容を含むものであるため、不存在ということは信じ難いと主張する。

まず、会議、面会等の議事録作成に関しては、その会議の結果として新たな意思決定を行う場合などに作成してきているところである。

これに対し、異議申立人がその議事録を請求する平成23年10月2日の細野豪志原発相兼環境相（以下「細野元環境相」という。）と佐藤雄平・福島県知事との会談（以下「本件会談」という。）においては、新た

な意思決定を行っていないために議事録を作成していないものである。

それを裏付けるものとして、会談直後の10月4日の定例記者会見において細野元環境相は、「元々、1ミリシーベルトを目標とするというところは、一貫をしておりますので、それに向けて、できるだけ一步一步着実に進んでいくという形で対応したいと思っております。」と発言し、また、翌5日に開催された衆議院の東日本大震災復興特別委員会においても、同人が本国会談について、「実はちょっと、目標は変えておらなかったんですけども、皆さんへのお伝えの仕方や、また表記の仕方として必ずしも適切でなかったところがあって、いろいろ皆さんに御迷惑、御心配をおかけしたことは本当に申し訳ない、そのように感じております」と答弁しているところである。

また、異議申立人は本国会談が「除染の費用負担」という極めて重要な内容を含むものであると主張するが、除染に係る費用負担の在り方については、平成23年8月30日に交付された「平成二十三年三月三十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）において既に、この法律に基づき講ぜられる措置（土壌等の除染等の措置を含む。）は関係原子力事業者の負担の下に実施されるものであることや、地方公共団体への財政的支援を含む国の責務等を決定しており、本国会談において新たな意思決定を行っていないことは容易に推定できる。

したがって、「不存在」であるということは信じ難いとの異議申立人の主張は当たらない。

2 結論

以上のとおり、異議申立人の主張について検討した結果、原処分は妥当であり、異議申立ては棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年5月9日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年10月20日 審議
- ④同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在であるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討

する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件会談や議事録の作成状況等について、当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件会談は、平成23年10月2日、除染に係る国からの財政支援が一部地域で行われないとの誤解が広まっていたことを受け、当該財政支援は国がしっかり行っていく旨を福島県知事に伝える目的で、細野元環境相らが福島県を訪問し、福島県庁で行われたものである。

イ 環境省では、環境省における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的として、環境省行政文書管理規則（平成23年4月1日付け環境省訓令第3号、以下「管理規則」という。）を定めており、管理規則の別表第1に掲げる業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとされている。そして、会議、面会等の議事録については、実態として、その会議等の結果として新たな意思決定を行う場合や会議体として議事録を作成して公開することを個々の会議等の設置要領で定めている場合又は議事の中で決めている場合に作成している。

ウ 本件会談に係る業務の経緯に照らして管理規則の別表第1の行政文書の類型を参酌すると、本件会談について議事録などを作成すべきと定められているとは解されないこと、また、本件会談は上記アの目的のために行われたもので、本件会談の結果、除染の目標を引き下げるといったような新たな意思決定が行われたものではないこと、加えて、本件会談は会議体として設置されたものではないことから、環境省において、本件対象文書を作成していないことは不自然ではなく、現に、本件対象文書を保有していない。

なお、異議申立人が主張する、除染の費用負担という極めて重要な内容を含むものであるということについては、理由説明書（上記第3）に記載したとおり、除染の費用負担は、本件会談前に放射性物質汚染対処特措法において既に決定されている事項であり、本件会談において新たに決定されたものではない。

エ 本件開示請求を受けた際に、環境省内の関係部署において本件対象文書の探索を実施したが、その保有は確認できなかった。また、本件会談が行われた当時の担当者らから、本件会談に係る議事録などを作成していないことを確認している。

(2) 諮問庁から管理規則の提出を受け、当審査会において確認したところ、本件会談について議事録などを作成することとされているとうかがわせる記載は存しない。

また、当審査会事務局職員をして、本件会談の報道内容を確認させたところ、報道関係者を前に会談を行う写真とともに、当初、国の責任で実施する除染は、年間の追加被ばく線量が5ミリシーベルト以上の地域で行う方針が示されていたことに対し、細野元環境相が、除染は国の責任であり、目標は1ミリシーベルト以下であって、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルトから5ミリシーベルトの地域も除染の対象に当然含まれることを明言したなどの記事があることが認められる。しかし、本件会談において年間の追加被ばく線量の目標の変更などの新たな意思決定がされたことを示す記事等はないこと、また、本件会談後の平成23年10月4日の大臣記者会見録や同月5日の衆議院東日本大震災復興特別委員会の質疑においても、新たな意思決定がされたことを示す内容はうかがえないこと、さらに、本件会談が会議体であるとは認められないことからすると、本件会談は、新たな意思決定のために行われたものではなく、会議体として設置されたものでもないため、環境省において、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)ウの説明が不自然、不合理とも認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

加えて、諮問庁が上記(1)エで説明する本件対象文書の探索の範囲や作成の有無の確認も不十分とはいえない。

したがって、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子